

第47回 知的財産管理技能検定
2級 学科試験

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択肢における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択肢には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2023年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択肢ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、特許法における新規性に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明について、特許を受けることができる。
- イ 特許出願前に外国において発表されたがまだ誰にも閲覧されていない刊行物に記載された発明について、特許を受けることはできない。
- ウ 特許出願前に外国において公然実施された発明について、特許を受けることはできない。
- エ 特許出願前に外国において開催された国際博覧会で展示された展示物に係る発明であって、その展示物からは把握できない製造方法の発明について、特許を受けることができる。

問2

ア～エを比較して、二次的著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 原著作物を翻案することにより創作した著作物は、二次的著作物である。
- イ 二次的著作物を利用する場合、原著作物の著作権者の許諾は必要ではない。
- ウ 二次的著作物の著作権侵害に対しては、二次的著作物の著作権者だけではなく、原著作物の著作権者も権利行使をすることができる。
- エ 原著作物の著作者は、その二次的著作物の公衆への提供又は提示に際して、氏名表示権を有する。

問3

ア～エを比較して、特許法に規定する判定に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 判定の決定について、経済産業大臣に対して不服申立てをすることができる。
- イ 裁判所は、判定の決定に従わなければならない。
- ウ 判定を求めることができる者は、利害関係人に限られる。
- エ 特許発明の技術的範囲について、特許庁に対し、判定を求めることができる。

問4

ア～エを比較して、特許出願に対する拒絶査定不服審判について、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 審判の審理は、1人の審判官又は2人の審判官の合議体で行う。
- イ 拒絶査定に対する不服がある場合には、東京地方裁判所に出訴することができる。
- ウ 審判の請求と同時に図面について補正があった場合には、審査官が審査を行う。
- エ 審判の請求は、拒絶理由の通知があった日から30日を経過するまでできる。

問5

ア～エを比較して、著作者人格権について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権が譲渡されても、著作者人格権はそれに伴って譲渡されない。
- イ 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- ウ プログラムの著作物の改変により、著作者の同一性保持権を侵害することはない。
- エ 著作者がまだ公表されていない美術の著作物の原作品を譲渡したときは、その著作物を原作品により公衆に提示することに同意したものと推定される。

問6

ア～エを比較して、商標の拒絶理由通知に対する対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶理由通知の内容に不服がある場合には、意見書を提出して反論する。
- イ 立体商標に係る商標登録出願について拒絶理由通知を受けた場合には、商標登録出願から意匠登録出願に変更することができる。
- ウ 指定商品のうち一部に拒絶理由がある場合には、拒絶理由に係る指定商品について出願の分割を行うと共に、拒絶理由に係る指定商品を削除する補正を行う。
- エ 先願である登録商標に係る指定商品の一部と、商標登録出願に係る指定商品が類似するとして拒絶理由通知を受けた場合には、その類似範囲にある指定商品を削除する補正を行う。

問7

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権の実施許諾契約において、実施権者に対して、契約終了後に特許権者の競合品を販売することを制限することは、独占禁止法で規制される行為に該当する場合がある。
- イ 公正取引委員会は、違反者に対し、違反行為を除く措置をとることや、課徴金を納付することを命令できる。
- ウ 同業者と締結する共同開発契約において、競合する会社の排除を目的とした合意を行うことは、独占禁止法で規制される行為に該当する場合がある。
- エ 複数の特許権者が特定分野の特許について相互にライセンスしあう取決めを「パテントプール」といい、独占禁止法の例外として規定されている。

問8

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア データベースの著作物とは、データベースであって、素材そのもの、又はその素材の選択若しくは配列によって創作性を有するものをいう。
- イ 編集著作物とは、編集物であって、情報そのもの、又はその情報の選択若しくは体系的な構成によって創作性を有するものをいう。
- ウ 写真の著作物には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現された著作物を含まない。
- エ 美術の著作物には、美術工芸品が含まれる。

問9

ア～エを比較して、関税法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、自己の特許権を侵害すると認める貨物が輸出入されようとする場合には、財務大臣に証拠を提出し、認定手続をとるように申し立てることができる。
- イ 輸出又は輸入されようとする貨物のうち、税関長が輸出又は輸入してはならない貨物に該当する貨物があると思料するときは、認定手続が行われる。
- ウ 認定手続がとられたときは、特許権者、輸出又は輸入しようとする者は、特許庁長官に対し、意見を求めることができる。
- エ 輸出又は輸入されようとする知的財産侵害疑義物品が、知的財産侵害物品に該当すると認定された場合には、権利者は、それらの貨物を没収して廃棄することができる。

問10

ア～エを比較して、不正競争防止法に規定する不正競争行為に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の著名な商品等表示と同一又は類似の商品等表示が使用されていた場合、他人の商品等表示と市場において混同が生じていることを立証しない限り、不正競争行為を理由とした損害賠償請求の対象にならない。
- イ 不正競争防止法第2条第1項第3号（商品形態模倣行為）において、商品の形態とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状をいい、商品の形状に結合した質感は含まれない。
- ウ 需要者の間に広く知られている自己の商品の包装と類似する包装を使用した他人の商品が販売され、自己の商品との間に混同が生じていた場合、不正競争行為を理由としてその販売の差止めを請求することができる。
- エ 商標登録が認められなかった商標の第三者による使用については、不正競争行為を理由とした損害賠償請求の対象にならない。

問11

ア～エを比較して、弁理士又は弁理士法人の独占業務として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関する特許庁における手続の代理
- イ 特許原簿への登録の申請手続の代理
- ウ 特許料を納付すべき期間の延長の請求手続の代理
- エ 既納の手数料の返還の請求

問12

ア～エを比較して、知的財産権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠権の全範囲に専用実施権を設定した場合でも、意匠権者は侵害者に対して差止請求をすることができる。
- イ 実用新案権者は、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利行使をすることができない。
- ウ 商標権を侵害する旨の警告を受けた者は、当該警告を受けた日から起算して3カ月以内に限り、不使用取消審判の請求をすることができる。
- エ 他人が試験又は研究のために特許発明を実施している場合には、特許権者は権利行使をすることができない。

問13

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に係る国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際予備審査は、国際調査とは異なり、出願人の請求によりなされる。
- イ 国際調査機関の見解書は、国際公開時に公開されることはない。
- ウ 国際調査報告を受け取った出願人は、所定の期間内に国際出願の明細書及び図面について、1回に限り補正をすることができる。
- エ 国際出願をしようとする者は、世界知的所有権機関の国際事務局のみに出願をすることができる。

問14

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家は、自己の実演について公表権を有する。
- イ レコード製作者が有する著作隣接権の存続期間は、その音が最初に公表された時から始まる。
- ウ 有線放送事業者が有する著作隣接権の存続期間は、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時に満了となる。
- エ 放送事業者は、その放送の公衆への放送に際し、氏名表示権を有する。

問15

ア～エを比較して、商標又は商品・役務の類否に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標の類否は、当業者を基準に判断される。
- イ 類似群コードは、互いに類似関係にある商品等を1つのグループとしてまとめたもので、同じ類似群コードが付された商品・役務は原則として互いに類似するものと推定される。
- ウ 商品・役務の類否は、同一・類似の商標を使用した場合に、出所の混同が生じるかどうかに基づいて判断される。
- エ 商標の類否は、外観、称呼、観念の各要素だけでなく、取引の実情を考慮して判断されることがある。

問16

ア～エを比較して、特許出願の拒絶査定不服審判の請求の理由になり得ないものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許を受けようとする発明が産業上利用できるものであるか否か
- イ 特許を受けようとする発明が公衆の衛生を害するおそれがあるか否か
- ウ 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであるか否か
- エ 要約書の記載に誤記があるか否か

問17

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠を秘密にすることを請求する者は、出願審査の請求と同時に又は第一年分の登録料の納付と同時に、所定の事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
- イ 拒絶理由通知に対して手続補正書を提出して図面を補正し、意見書によりその補正について説明をすれば、要旨を変更するものであるとしてその補正が却下されることはない。
- ウ 意匠に係る物品の形状がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状について、意匠登録を受けることができる。
- エ 本意匠に類似する意匠を関連意匠として意匠登録出願するときは、その本意匠の意匠登録出願の日以後であって、当該本意匠の意匠権の設定登録の日から10年以内に出願しなければならない。

問18

ア～エを比較して、著作権の存続期間に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

著作権の存続期間は著作物の創作の時に始まり、1の死後70年を経過するまでの間、存続する。無名又は変名の著作物の著作権の存続期間は、その著作物の2後70年を経過するまでの間、存続し、映画の著作物に係る著作権の存続期間は、その著作物の3後70年を経過するまでの間、存続する。

- | | | | | | | |
|---|---|-------|---|-----|---|-----|
| ア | 1 | =著作権者 | 2 | =公表 | 3 | =公表 |
| イ | 1 | =著作者 | 2 | =登録 | 3 | =創作 |
| ウ | 1 | =著作権者 | 2 | =登録 | 3 | =創作 |
| エ | 1 | =著作者 | 2 | =公表 | 3 | =公表 |

問 19

ア～エを比較して、同一の発明について同日に複数の特許出願があった場合、特許を受けることができる者として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の特許出願の出願人のうち、出願日の最も早い時刻に特許出願をした出願人
- イ 複数の特許出願の出願人のうち、協議によって定めた一の出願人
- ウ 複数の特許出願の出願人のうち、くじにより定めた一の出願人
- エ 複数の特許出願の出願人のうち、最も早く出願審査の請求をした出願人

問 20

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権に係る明細書の発明の詳細な説明の記載が、当業者がその発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されていない場合には、特許無効審判を請求することができる。
- イ 特許無効の審決が確定した場合には、審決の確定日から当該特許権が存在しなかつたものとみなされる。
- ウ 特許無効審判は、利害関係人に限り、請求することができる。
- エ 棄却審決を受けた審判請求人は、被請求人を被告として、審決取消訴訟を提起することができる。

問 21

ア～エを比較して、著作権等の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権又は著作者人格権を侵害した者は、刑事罰を受ける場合がある。
- イ 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行った場合、刑事罰の対象となることがある。
- ウ 著作権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものと推定される。
- エ 法人の従業者が、その法人の業務に関し著作権を侵害した場合、行為者が罰されるほか、その法人に対して罰金刑が科されることがある。

問 2 2

ア～エを比較して、特許権に係る実施権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 専用実施権は、特許権者の承諾を得た場合には、移転することができる。
- イ 特許権者は、通常実施権を許諾した後で特許権を放棄するときには、その通常実施権者の承諾を得る必要はない。
- ウ 通常実施権が許諾された場合には、当該通常実施権は、登録しなければ効力を発生しない。
- エ 特許権者は、専用実施権を設定した範囲内では自ら特許発明を実施できないが、侵害者に対して特許権に基づく差止請求権を行使できる。

問 2 3

ア～エを比較して、著作権の制限規定に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物を複製して引用する際には、引用される著作物について、その利用の態様に応じて合理的と認められる方法及び程度により、出所を明示しなければならない。
- イ 個人的に又は家庭内、その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合には、著作権者の許諾なく著作物を複製することができる。
- ウ 付随対象著作物の利用として認められる場合は写真の撮影や録画であって、録音の行為は含まれない。
- エ 公表された著作物は、非営利目的で、聴衆や観客から料金を受けず、かつ実演等を行う者に報酬が支払われない場合には、著作権者の許諾なく著作物を上演や演奏等をすることができる。

問 2 4

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願に係る商標が、簡単な図形など、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標である場合には、識別力がない商標として登録を受けることができない。
- イ 1つの出願に複数の商標が含まれている場合、商標登録出願を商標毎に分割することができる。
- ウ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標であっても、登録を受けることができる。
- エ 出願に係る商標の指定商品の区分を変更する補正は、正しい区分へ是正する補正であっても、要旨変更に該当し認められない。

問 2 5

ア～エを比較して、特許料の納付に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 設定登録の際に納める特許料を納付しない場合、特許出願が拒絶される。
- イ 設定登録の際に納める特許料は、第1年から第3年までの3年分のみで足りる。
- ウ 設定登録の際に納める特許料の納付期限は、納付すべき者の請求により延長されることはない。
- エ 設定登録の際に納める特許料は、特許査定の謄本が送達された日から60日以内に納付しなければならない。

問 2 6

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 展示権とは、発行された写真の著作物を公に展示する権利である。
- イ 頒布権とは、映画の著作物をその複製物により頒布する権利である。
- ウ 口述権とは、言語の著作物を公に口述する権利である。
- エ 貸与権とは、映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利である。

問 2 7

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 地方公務員が創作した発明であっても、職務発明に該当する場合がある。
- イ 従業者は、職務発明について特許権を有する場合がある。
- ウ 使用者は、職務発明について法定通常実施権を有する場合がある。
- エ 職務発明は、その発明をするに至った行為が、使用者における従業者の現在又は将来の職務に属するものである。

問 28

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に係る国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許協力条約（PCT）は、国際出願から特許権の付与に至るまで国際的に統一して行うこととする。
- イ 国際出願を行うためには、基礎となる出願が自国にあることが必要である。
- ウ 日本国特許庁を受理官庁として英語による国際出願をした場合には、国際調査は日本国特許庁又は国際事務局が行う。
- エ 特許協力条約（PCT）は、特許出願に係る締約国毎に異なる方式的な手続を統一する条約である。

問 29

ア～エを比較して、わが国の著作権法で保護される著作物等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 外国で発行された著作物は、日本国民が創作したものであっても保護されない。
- イ 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、著作物とならない。
- ウ 外国人が創作した著作物は、日本国内で著作権の登録をしなければ保護されない。
- エ 裁判所の判決は、著作物の要件を満たしていれば保護を受けられる。

問 30

ア～エを比較して、特許制度と品種登録制度に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許制度は、発明という技術的思想の創作を保護対象とするのに対し、品種登録制度は、植物の新品種という植物体の集合を保護対象とする。
- イ 品種登録の要件の1つとして、特許要件と同様に、進歩性を有することが挙げられる。
- ウ 登録品種の育成をする方法について特許権を有する者がその特許に係る方法により登録品種の種苗を生産する行為には、育成者権の効力は及ばない。
- エ 特許権の存続期間の終期は、出願の日から起算するのに対し、育成者権の存続期間の終期は、登録の日から起算する。

問 3 1

ア～エを比較して、特許権に係る先使用権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、先使用権を有する者に対して、実施料を請求できる。
- イ 特許権に係る特許出願の出願時に、第三者が特許出願に係る発明の実施を準備している場合、当該第三者に先使用権が認められることがある。
- ウ 特許権に係る特許出願の出願前に、第三者が特許出願に係る発明を海外においてのみ実施している場合、当該第三者に先使用権は認められない。
- エ 自ら特許権を取得していない発明について、第三者の特許権について先使用権が認められることがある。

問 3 2

ア～エを比較して、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができる場合がある。
- イ 法人は、職務著作に係る著作物の内容を、その著作物を創作した従業者の意思に反して改変することができる。
- ウ 共同著作物を利用する場合、共有著作権者全員の合意がなければ、当該著作物を利用するることはできない。
- エ 実演家の許諾を得てその実演が録音又は録画された映画の著作物を、映画の著作物として複製する場合は、実演家の許諾を得る必要がある。

問 3 3

ア～エを比較して、特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願審査の請求をされた特許出願は、意匠登録出願に変更することができない。
- イ 特許出願人の請求により、出願審査の請求を取り下げができる。
- ウ 特許出願人は、出願公開を特許出願の日から1年6ヶ月より前に行うことを請求でき、この請求は取り下げることはできない。
- エ 出願公開される特許出願は、出願審査の請求がされたものに限られる。

問34

ア～エを比較して、特許調査の目的に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 競合他社の製品に係る特許出願を調査し、前記特許出願から発明者を抽出することにより、製品の開発者を推定することができる。
- イ 自社でこれから開発しようとする製品技術が既に他社で開発済かどうかを調査することにより、重複研究、重複投資を回避することができる。
- ウ 登録原簿に基づいて特定の技術分野における通常実施権の件数を調査することにより、前記技術分野における競合他社のライセンス状況を把握することができる。
- エ 先の特許出願を確認しておくことにより、新しい研究開発のテーマの手掛かりを見つけることができる。

問35

ア～エを比較して、登録異議の申立て又は商標登録無効審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 継続して3年以上、日本国内で商標権者や使用権者のいずれもが指定商品・指定役務に登録商標を使用していないときは、何人も登録異議の申立てを行うことができる。
- イ 登録異議の申立てを行い、登録維持の決定がされた後は、同一の商標登録に対して、商標登録無効審判を請求することができない。
- ウ 商標登録が商標法第4条第1項第11号（先願先登録）の規定に違反してされたとき、利害関係人のみが、商標登録無効審判を請求できる。
- エ 商標登録が商標法第3条第1項第2号（慣用商標）の規定に違反してされたとき、当該商標権の設定登録の日から3年を経過した場合には、商標登録無効審判を請求することができない。

問36

ア～エを比較して、著作者に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者であっても、著作権を有さない場合がある。
- イ 著作物の原作品に、実名が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定される。
- ウ 映画の著作物の著作者とは、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者をいう。
- エ 著作者とは、著作物を創作する者であり、自然人だけでなく法人も著作者になり得る。

問37

ア～エを比較して、特許出願を行うことによる企業経営上のメリットに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願が公開されれば、特許権の設定の登録前の他社の実施行行為であっても特許権の侵害として損害賠償を請求することができる。
- イ 特許権が得られれば、先願主義の下、他社が同一発明に係る特許権を取得することを防止することができる。
- ウ 特許権が得られれば、他社とクロスライセンスをすることによって、事業活動の自由を確保することができる場合がある。
- エ 特許出願をし、出願した事実を公表することにより、自社の技術力を広くアピールすることができる場合がある。

問38

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 法人の従業者が職務として意匠を創作した場合は、意匠登録を受ける権利は法人に発生し、創作者は法人となる。
- イ 新規性のない意匠は登録を受けられないが、自己の行為に起因して意匠が公知となった場合に、意匠登録を受けることができる場合がある。
- ウ 拒絶査定を受けた場合には、拒絶査定の謄本送達日から6カ月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
- エ 他者と共同で意匠を創作したときでも、その意匠について単独で意匠登録出願をすることができる。

問39

ア～エを比較して、事業戦略や特許戦略に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア IPランドスケープは、経営陣や事業責任者に提示すべきであり、研究開発部門や知的財産部門内で完結すべきものではない。
- イ パテントマップでは、他社の研究開発の進捗状況や、他社の技術上の強みや弱みを知ることはできない。
- ウ IPランドスケープでは、知的財産に関する情報のみならず、知的財産以外の株式情報等も取り入れて解析される。
- エ IPランドスケープは、M&Aの候補企業の探索に用いることができる場合がある。

問40

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新登録に関して、最も不適切と考えられるものはど
れか。

- ア 商標権の存続期間の更新登録の申請が行われると、実体審査されることなく、その商標権の
存続期間が更新される。
- イ 自己の責めに帰すべき事由によって商標権の存続期間の更新登録の申請ができる期間が経過
した場合であっても、存続期間の満了後の6カ月以内であれば、倍額の登録料を納付して更
新登録の申請をすることができる。
- ウ 商標権の存続期間の更新登録の申請の際に、商標権者又は使用権者が指定商品について登録
商標を使用していない場合には、更新登録を受けることができない。
- エ 商標権についての通常使用権が登録されている場合であっても、当該通常使用権者は、その
商標権の存続期間の更新登録の申請をすることはできない。

【第47回知的財産管理技能検定】

【2級学科】

番号 正解

問1	アイエウ
問2	イエウ
問3	ウイエ
問4	エイウ
問5	アウ
問6	エウ
問7	イエ
問8	エウ
問9	アウ
問10	エウ
問11	アウ
問12	アウ
問13	エウ
問14	エウ
問15	エウ
問16	エウ
問17	エウ
問18	エウ
問19	エウ
問20	エウ
問21	エウ
問22	エウ
問23	エウ
問24	エウ
問25	エウ
問26	エウ
問27	エウ
問28	エウ
問29	エウ
問30	エウ
問31	エウ
問32	エウ
問33	エウ
問34	エウ
問35	エウ
問36	エウ
問37	エウ
問38	エウ
問39	エウ
問40	エウ